

## 公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部地域振興課、長野県松本地方事務所及び塩尻市役所において一般の閲覧に供します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)
農業地域	463,402	34.2	463,393	34.2

地域振興課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
税務電算システム端末機器等 一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成29年7月1日から平成34年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により長野県の入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が

Aに格付けされている者であること。

- (3) 長野県会計局長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請  
この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。
- (1) 申請書の入手先  
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>
  - (2) 申請を行う時期  
随時受け付けます。
  - (3) 問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026(235)7079
- 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部税務課税務電算係  
電話 026(235)7086
- 5 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成29年5月8日(月) 午前10時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎405会議室
  - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成29年5月8日(月) 午前10時(必着)  
イ 場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県総務部税務課税務電算係
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成29年4月24日(月)午前10時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
One set of Tax computer system terminal equipment
- (2) Lease Duration:  
From July 1, 2017 until June 30, 2022
- (3) Delivery places:  
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:  
Taxation System Section, Taxation Division, General Affairs Department,  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City  
TEL: +81-26-235-7086 (Contact for inquiries)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:  
Time: 10:30AM, May 8, 2017  
Place: Meeting Room #405, Nagano Prefectural Government West Annex
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail  
Time: 10:00AM, May 8, 2017  
Mailing Address: Taxation System Section, Taxation Division,  
General Affairs Department,  
Nagano Prefectural Government  
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

税 務 課

## 公告

中信平土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年3月23日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤 明

## 理 事

## 新 任

氏 名 住 所

小 穴 善 彰 安曇野市三郷温5673番地

## 退 任

氏 名 住 所

北 林 光 司 安曇野市堀金烏川1131番地

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年3月23日

長野県佐久地方事務所長 佐藤 則 之

## 1 許可番号

平成29年3月13日 長野県佐久地方事務所指令28佐地建第27-18号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字離山2112-54、字清川2437-1、字岡越2447-1、2447-3、2456（第3工区）

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1  
軽井沢町長 藤 巻 進

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年3月23日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤 明

## 1 許可番号

平成28年12月15日 長野県松本地方事務所指令28松地建第19-7号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字西原1949-15、1949-24

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘原新田215番地4

株式会社桔梗不動産 代表取締役 米 山 とき子

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。  
平成29年 3月23日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤 明

- 1 許可番号  
平成29年 1月23日 長野県松本地方事務所指令28松地建第19-9号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字広丘高出字西村1826-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
塩尻市大字広丘高出351 樋口 正 博

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。  
平成29年 3月23日

長野県下伊那地方事務所長 山本 智 章

- 1 許可番号  
平成28年 9月13日 長野県下伊那地方事務所指令28下伊地建第17-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
下伊那郡高森町下市田2317-4、2318-1、2319-1、2320-1、2322-4、2328-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市渚2-4-31  
積水ハウス株式会社 松本支店 支店長 石 濱 淳

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。  
平成29年 3月23日

長野県公安委員会

- 1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
交通誘導警備業務（2級）	平成29年 7月2日 (日)	午前8時30分から 午後5時まで	塩尻市大字宗賀字 桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

- 2 検定の方法  
学科試験及び実技試験
- 3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

- 4 受検資格  
長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員
- 5 受検定員  
30名
- 6 受検の手続
  - (1) 事前申込み
    - ア 事前申込みの方法
      - (7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。
      - (4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
      - (7) 電話1本につき1人の受付とします。
      - (5) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。
    - イ 受付日  
平成29年 5月10日（水）
    - ウ 受付時間  
午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）
  - (2) 検定申請書の提出  
検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成29年 6月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。  
ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写等）  
イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）  
ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合には、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万4,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

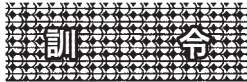
7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県訓令第2号

本庁内部部局  
現地機関  
労働委員会事務局

長野県職員服務規程(昭和40年長野県訓令第16号)の一部を次のように改正します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

様式第13号の4中「6に記入)」を「6に記入)(□再度の延長)」

に、

「 年 月 日から 年 月 日まで 」

を

「 年 月 日から 年 月 日まで  
〔うち、期間の再度の延長の場合における  
当初の休業の期間 年 月 日まで〕 」

に改める。

人事課